

追加経済対策に係る国の第3次補正予算案編成に対する 指定都市市長会要請

4月から6月期の実質GDP（国内総生産・改定値）の成長率は年率換算でマイナス28.1%となり、比較可能な1980年以降で過去最大の落ち込みとなるなど、地域経済や雇用、国民生活に大きな影響が生じている。

全国20の指定都市は、人口・産業が集積する圏域の中核都市として、国の施策と連携しながら、地域経済の下支えとなる取組を行っているが、飲食業や観光業を中心に、依然として厳しい状況が続いている。

このような状況においても、指定都市市長会は、引き続き、国や都道府県、医療機関、関係機関等と緊密に連携し、感染拡大防止、地域の医療提供体制の確保はもとより、雇用と国民の生活を何としても守りきるとの強い決意のもと、地域経済及び住民生活の支援等に取り組んでいく所存である。

今後も、新しい生活様式を実践するとともに、感染拡大防止と社会経済活動を両立し、この状況から早期に立ち直るため、現在、政府において調整されている追加経済対策（第3次補正予算案）の編成に対して、指定都市市長会として、以下のとおり要請する。

1 雇用の維持と事業の継続

- （1）地域経済活動の回復に向け、新型コロナウイルス感染症の影響を特に受けている観光・飲食業の需要を喚起するため実施している「Go To キャンペーン」について、継続して実施すること。
- （2）外国人労働者を含む正規・非正規労働者が解雇や雇い止めにあっている状況を踏まえ、労働者に対する相談体制の充実や労働者の安定的雇用の維持に向けて国が責任をもって必要な対策を講ずること。
- （3）経済の活力を支える雇用面において、現在、人材が不足している業種への人材確保や、今後の「新しい生活様式」の定着等の社会変革により新たに生じる人材過不足に対して、業界・業種間の円滑な人材移行を促進する職業訓練の拡充など、雇用機会の確保につながる効果的な対策を講ずること。
- （4）新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中小企業や農林漁業者等の事業継続を下支えし、地域経済等への影響を最小限に抑えるため、民間金融機関や日本政策金融公庫等による資金繰り支援の更なる拡充や、各種給付金・助成金、家賃の負担軽減支援など、既存支援策の期間延長も含め支援策をより一層充実・強化すること。

- ア 民間金融機関による実質無利子・無保証料融資については、実施期間及び無利子期間の延長や融資限度額の引き上げを行うとともに、取扱いできる地方自治体に希望する指定都市を追加すること。また、市区町村で実施しているセーフティネット保証等の市区町村による認定を不要とすることで、融資手続きの負担軽減と迅速化を図ること。さらに、実質無利子・無保証料融資のみならず、融資制度全般について、信用保証制度の対象業種の拡大に加え、公益法人等の法人形態についても拡大すること。
- イ 「雇用調整助成金」、「持続化給付金」、「家賃支援給付金」及び「経営継続補助金」等の既存の支援策及び今後創設される支援策については、必要な事業者に迅速かつ確実に給付が行われるよう、事務手続きの簡素化や代理申請の要件緩和、窓口相談体制の強化等を図ること。
- ウ 「雇用調整助成金」、「緊急雇用安定助成金」及び「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」については、悪化を続ける雇用情勢を踏まえ、令和2年12月末で期限を迎える特例措置を更に延長するとともに、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の対象に大企業の従業員を加えるなど、雇用対策を継続・強化すること。
- エ 小規模事業者持続化補助金など中小企業生産性革命推進事業については、更なる財政措置の拡充を図るとともに、申請者の負担を軽減するためにも、売上減少証明書の発行を不要とするなど手続きを簡素化すること。
- オ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、事業継続を下支えするため、「持続化給付金」などの既存の支援策について再給付を実施すること。なお、再給付の実施に当たっては、売上減少要件の緩和や、「申請サポート会場」の更なる充実など、影響を受ける事業者への配慮を行うこと。
- (5) 新型コロナウイルス陽性患者や疑い患者を受け入れている医療機関及び新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、患者が減少している多くの医療機関において、経営に多大な影響を受けていることから、経営の安定化及び地域医療提供体制の維持のため、必要な財政支援を行うこと。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響やテレワークの推進等により、公共交通機関利用者は減少しており、路線バスを中心に経営状況の悪化や運行本数の維持が困難となるなど、公共交通全般に広く影響が生じている。国民の生活を支える重要な移動手段である公共交通を維持確保するため、公共交通事業者への支援策を積極的に講ずること。
- (7) 世界的な物流の停滞が見られる中で、国民生活や経済活動等を根幹的に支える港湾等の物流機能を確保するため、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法において事業の継続が求められている物流関係事業者等への支援策を積極的に講ずること。

- (8) 文化芸術は心豊かな活力ある社会形成にとって重要な意義を有することから、ポストコロナ社会を見据え、地方自治体が実施する地域の実情に見合った効果的な支援策に対し必要な財政措置を行うとともに、流動的な雇用形態で活動するアーティストやその下支えをする文化芸術関係者の活動機会を維持するためのセーフティネットの検討など、安定的な文化芸術活動の促進に向けた継続的・中長期的な支援策やオンライン配信及びデジタル技術活用のための支援策を講ずること。
- (9) 感染拡大の影響に対応するため現在講じられている酒類小売業免許や有償貨物運送等に関する特例的な規制緩和について、新しい生活様式を前提とした社会に即して、引き続き、規制緩和や法整備を積極的に進めること。
- (10) ポストコロナ社会を見据え、社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）を一気に加速させるとともに、テレワークなど新たな働き方の導入による生産性向上・働き方改革の定着を図るため、事業転換に取り組む中小企業への支援、ITインフラへの投資促進などDXに取り組む企業を強く後押しする支援策の創設や支援の拡充を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う新たな社会課題や地域課題に取り組み、持続的な地域経済の発展に貢献するスタートアップの支援の拡充を行うこと。

2 地方自治体への財政措置の拡充

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、今後の感染状況や経済状況等に応じて地方自治体が臨機応変に対応できるよう、令和2年度内の増額及び速やかな交付など、更なる充実を図るとともに、地方自治体の実情を踏まえた繰越手続きの弾力化を図るなど、柔軟で弾力的な運用を行うこと。なお、交付金の算定に当たっては、大都市部に陽性者が集中している現状を踏まえ、現在は都道府県単位で算定されている感染状況の指標について、市単位の陽性者数に基づき算定するなど大都市における財政需要をより反映するとともに、財政力に関わらず必要な額を措置するよう、算定方法を見直すこと。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、更なる増額や対象事業の拡充を図るとともに、指定都市が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象にすること。又は、道府県への交付時に指定都市分の明示を行うこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年度の財源不足については、地方自治体が安定した財政運営を行えるよう、特に大きな影響が見込まれる地方消費税交付金や軽油引取税交付金等を減収補填債の対象税目に追加する等、必要かつ十分な財政措置を講ずること。また、猶予特例債の弾力的な運用等の

措置を講ずること。

- (4) 病院、交通、上下水道事業をはじめとする公営企業等について、経営状況の急激な悪化に対応できるよう、十分な支援策を講ずること。
- (5) ポストコロナ社会に求められるデジタルガバメントの実現に向け、市民サービス向上のための行政手続きのオンライン化、感染症拡大や災害発生時における行政機能の継続性確保を見据えたテレワーク等の環境整備、業務効率化に向けたA I等の導入など、各地方自治体が国や民間の動きと連動した行政のデジタル化の取組を一層加速していくため、財政支援を含め必要な支援策を講ずること。

令和2年11月30日
指定都市市長会